

【交通規制のお知らせ】

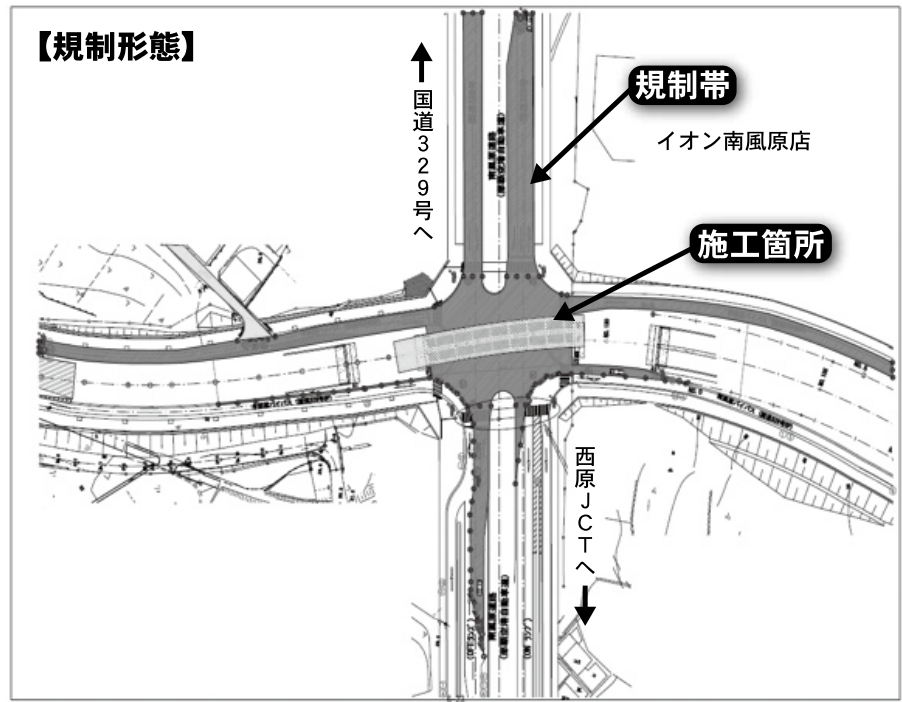
与那原・南風原バイパス工事に伴い 10 月初旬、夜間の交通規制が下図のとおり行われます。不便をお掛けしますが通行の際には誘導員、看板等に従い通行お願い致します。

ご不明な点は南部国道事務所

那覇空港自動車道出張所 ☎ 098-943-6205

(与那原・南風原バイパス工事の件でお問い合わせ下さい)

*** 詳細な日程が決まり次第本町ホームページに掲載します。**



10月1日は「浄化槽の日」

※なぜ10月1日なの？

10月1日としたのは、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」(昭和58年 5月18日公布法律第43号)が、昭和60年10月1日に全面施行されたことによるものです。

合併処理浄化槽設置費用を補助しています！

南風原町では、汲み取り便所・単独浄化槽から合併浄化槽への転換について、下記の一定の要件を満たす場合に補助金を交付しています。

○対象地域

1. 下水道計画区域以外の地域
2. 下水道計画区域内であり、7年以上下水道の整備が見込まれない地域

ただし、下記のいずれかに該当する方については、補助金交付対象外となります。

- ・建築確認申請を伴う住宅の新築又は増改築等で浄化槽を設置する者
- ・浄化槽設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ・住宅等を借りている者で、賃借人の承諾が得られないもの
- ・津嘉山北区画整理事業の計画区域

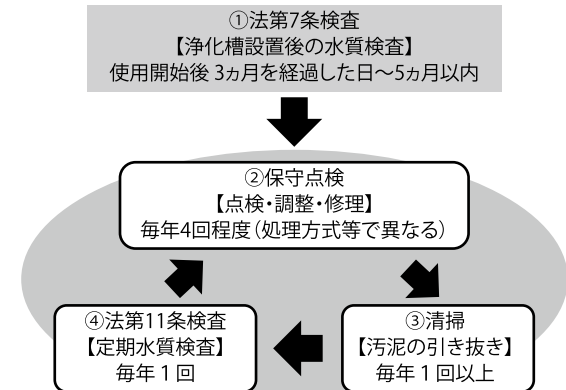
○補助金額

浄化槽の規格(人槽)	補助金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

浄化槽の維持管理に大切なこと！

■ 浄化槽の維持管理・法定検査は浄化槽法で義務付けられています。

浄化槽を適正に維持管理するための流れ



- 浄化槽の保守点検は登録を受けた保守点検業者で行ってください。
- 浄化槽の清掃は、毎年 1 回以上、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。
- 浄化槽の法定検査は、(社)沖縄県環境整備協会で行ってください。

お問い合わせ 区画下水道課 ☎889-2508

「道路ふれあい月間」(8月)に伴い、道路清掃ボランティア作業を行いました

ボランティアに
745名参加！



ボランティア参加者745名！



カンナ花壇の草取り状況



側道歩道草刈り状況

まちづくり振興課と住民環境課共催で8月22日、町内の町道225号線、町道49号線、町道5号線の道路清掃、及び町内の不法投棄処理を行いました。8月は道路ふれあい月間で、生活に欠かさない道路をきれいにし、快適な道路環境をつくろうと実施されました。本ボランティアは毎年8月に行われており、今年は745名の参加者が集まりました。

町道の草木伐採や、空き缶・たばこ等のポイ捨ての処理を主に行いました。今回の作業で、草木4,420キログラムが処理できました。また、前回に引き続き、町民の皆さんから要望が多かった不法投棄の撤去や、車両から投げ捨てられた一般ゴミの処理も行いました。今回の作業には地域住民の皆さま、町商工会、建設業者やコンサルタント、町職員等、多数の方々にボランティアでご参加いただきました。炎天下での作業にご協力いただき、誠にありがとうございました。

道路をきれいに使い、不法投棄をしないようご協力をお願いします。

平成 27 年 国勢調査を実施しています!!

9月上旬よりみなさまの自宅へ調査員が訪問しています。インターネット回答または調査票の提出がまだの方は、お早めに、回答または調査票の提出をよろしくお願いします。



※今回の国勢調査からインターネットでの回答が可能になりました。

お問い合わせ先
企画財政課 統計担当 ☎889-0187

平成27年度 沖縄県広域地震・津波避難訓練

訓練時「緊急速報メール」を配信します。
※携帯電話の設定により、マナーモード設定時でも音が鳴る場合があります。



いつ、来るかわからない災害に備えて
11月5日(木)「津波防災の日」
10:00開始

※一部の市町村・参加団体では訓練時間が異なります。

主催：沖縄県、県内市町村
お問い合わせ：沖縄県 防災危機管理課 ☎866-2143